

株主各位

第43回定時株主総会招集ご通知における

電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

下記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご提供措置事項から下記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

- ・ 事業報告
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ・ 連結計算書類
連結注記表
- ・ 計算書類
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
- ・ 計算書類に係る会計監査報告

パラマウントベッドホールディングス株式会社

事業報告

1 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① グループ企業行動憲章について、当社グループの役職員への浸透を図るとともに、広く社会に明示・伝達し、社会から信頼される企業風土を育てる。
- ② 当社は、企業行動憲章のほか、コンプライアンス基本規程に基づき、当社グループの法令定款違反の未然防止を図る。
- ③ 当社は、コンプライアンス担当部門を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ④ 当社は、当社グループの法令定款違反その他コンプライアンス違反についての内部通報システムとして、社内及び社外（第三者機関等）に通報窓口を設置し、内部通報規程に基づきその運用を行う。
- ⑤ 当社は、内部監査担当部門を設置し、当社グループの各部門を対象に内部監査を計画的に実施する。
- ⑥ 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断する。反社会的勢力からの不当要求等に対しては、断固として屈することなく、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる情報については、社内規程に基づき適切に保存及び管理することとする。取締役は、これらの情報を必要に応じて閲覧することができる。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理基本規程に基づき、当社グループのリスク管理を行う。当社は、グループ会社の規模や性質等に応じて、リスク管理規程を制定させるなどの必要な体制を整備させる。
- ② 事業継続計画を策定し、地震その他の災害リスクに備えた体制の整備を行う。
- ③ 当社は、当社グループに重大なリスクが発生もしくは発生するおそれがある場合には、リスク管理基本規程に基づき、対策本部を設置し、必要に応じて外部の専門家（顧問弁護士・税理士等）の指導・助言を受け、迅速な対応を行うとともに、損害の拡大防止・抑止に努める。

(4) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を原則として毎月1回開催し、法令で定められた事項のほか、経営上重要な事項について議論し、意思決定を行う。
- ② 当社は、グループ経営会議を原則として毎月1回開催し、グループ会社の事業計画の

遂行状況や経営上の重要事項を報告させるとともに、議論を行い経営活動の最適化を図る。

- ③ 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社に対する経営管理体制を整備するとともに、グループ会社の経営上の重要事項を、当社との相談又は報告事項とする。
- ④ 当社は、当社が直接経営管理を行うグループ会社との間で経営指導契約を締結するなどにより、経営指導及び管理並びに間接業務（財務・人事・総務・法務等）のサポートを行う。
- ⑤ 当社は、社内規程に基づき、業務及び権限の分担を行い、効率的に個々の業務を遂行する。当社は、規模や性質等に応じて、これに準拠した体制を整備させる。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき職員に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき職員の任命、異動等については、監査等委員会の意見を尊重して決定するものとし、その独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に努める。
- ② 監査等委員会より職務の命令を受けた当該職員は、その職務について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けない。監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、必要に応じて当該職員の独立性及び当該職員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する体制等の整備を要請することができる。

(6) 当社グループの役職員が監査等委員会に報告をするための体制等

- ① 当社グループの役職員（これらの者から報告を受けた者を含む。以下、本項において同じ。）は、監査等委員会に対し、当社グループのコンプライアンス、リスク管理、内部通報の運用状況等について定期的に報告する。
- ② 当社の内部監査担当部門は、監査等委員会に対し、当社グループの内部監査結果について報告する。
- ③ 当社グループの役職員は、監査等委員会に対し、以下の事項についてすみやかに報告する。
 - ・当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・当社及びグループ会社に重大な法令定款違反のおそれがある事項
 - ・その他監査等委員会が求めた事項
- ④ 当社及びグループ会社は、当社グループの役職員が上記①から③の報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行ってはならない。

(7) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会の監査が実効的に行われるため、上記に掲げるほか、以下の体制を確保する。

- ① 監査等委員は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- ② 監査等委員は、重要な会議の議事録、稟議書類その他の重要書類を、いつでも閲覧をすることができる。
- ③ 監査等委員会は、定期的に会計監査人による監査報告を受ける。

- ④ 監査等委員会は、必要に応じて代表取締役と会合を持ち意見交換を行うことができる。
- ⑤ 当社は、監査等委員からその職務の執行に係る費用等について請求があった場合、職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 当社グループのコンプライアンスに関する取り組み

- ① コンプライアンス研修会、ヒアリング及びアンケート等を適宜実施しました。
- ② コンプライアンスの遵守状況を含む内部監査を実施しました。
- ③ 反社会的勢力からの不当要求に備え、関連団体が主催する会合や講習会への参加等を通じて情報収集を行いました。

(2) 当社グループのリスク管理に関する取り組み

- ① リスク管理体制について監視、監督をすることを目的として、リスク管理、コンプライアンス、内部通報の運用状況等や内部監査の結果について、取締役及び監査等委員会に対し、随時又は定期的に報告を行いました。
- ② 大規模地震等の災害に備え、防災訓練及び社員安否確認システムの訓練を行いました。

(3) 監査等委員会の監査に関する取り組み

- ① 監査等委員会に対し、コンプライアンス、リスク管理及び内部通報の運用状況等並びに内部監査結果について随時又は定期的に報告を行いました。
- ② 監査等委員会による往査の機会を設け、監査等委員会は年度計画に基づき事業所の実地監査を行いました。
- ③ 監査等委員による取締役会、経営会議等の重要な会議への出席や稟議書類等の重要書類の閲覧の機会を設け、監査等委員は重要な会議に出席し、また重要書類の閲覧を行いました。
- ④ 代表取締役及び会計監査人は、監査等委員と定期的に会合を持ち、意見交換を行いました。
- ⑤ 監査等委員の職務の執行に係る費用等について、適宜当社にて負担をしました。

連結注記表

1 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

子会社10社 (パラマウントベッド株式会社、パラテクノ株式会社、パラマウントケアサービス株式会社、パラマウントベッド アジア パシフィック、PT.パラマウントベッド インドネシア、八楽夢床業(中国)有限公司、パラマウントベッド ベトナム他3社)を連結の範囲に含めております。

子会社9社(KPサービス株式会社、PARAMOUNT BED-SBI Healthcare Fund 1号投資事業有限責任組合、パラマウントベッド インディア、パラマウントベッド タイランド、パラマウントベッド メキシコ、パラマウントベッド USAコーポレーション他3社)は、それぞれ総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

なお、サダシゲ特殊合板株式会社は、2025年1月1日付でパラマウントベッド株式会社が保有する全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

① 主要な会社等の名称	KPサービス株式会社 PARAMOUNT BED-SBI Healthcare Fund 1号 投資事業有限責任組合 パラマウントベッド インディア パラマウントベッド タイランド パラマウントベッド メキシコ パラマウントベッド USAコーポレーション NTT PARAVITA株式会社
-------------	---

② 持分法を適用しない理由	持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
---------------	---

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち八楽夢床業（中国）有限公司及びパラマウントベッド ベトナムの決算日は12月31日であり、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 棚卸資産

- ・商品及び製品、仕掛品、原材料
主に総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・貯蔵品
最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 有価証券

- ・満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
- ・子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ・その他有価証券
市場価格のない株式等
以外のもの
連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ハ. デリバティブ

原則として時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主に定率法、在外連結子会社は主に定額法

ただし、当社及び国内連結子会社の1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物、国内連結子会社の賃貸資産については定額法

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物3年～50年、機械装置及び運搬具4年～11年、賃貸資産3年～8年、その他（工具、器具及び備品等）2年～20年であります。

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（10年）に基づく定額法

ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社の従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社の役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、振当処理をしているものを除き連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑤ 消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用として処理しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの主要な事業は、医療・介護・健康の分野により構成されております。各分野において、自社製品及び他社からの仕入商品の販売並びにメンテナンス等のサービスの提供を行っております。

主として、自社製品は出荷した時点、仕入商品は引渡を行った時点で、それぞれ顧客が当該財に対する支配を獲得したと考え、収益を認識しております。

また、サービスの提供については、履行義務が充足される役務提供完了時点で収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しています。

ロ. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

原則として、リース料受取時に利息相当額と元本回収額とに区分し、利息相当額は損益として処理し、元本回収額はリース投資資産の元本回収額として処理する方法によっております。

⑦ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の定額法により償却をすることとしております。

⑧ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、当社及び一部の国内連結子会社は、簡便法を適用しております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

2 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 87,272百万円
- (2) 偶発債務
金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務の保証を行っております。
従業員（住宅資金借入債務） 8百万円

3 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普 通 株 式	61,754,974株	-株	4,156,282株	57,598,692株

(注) 株式数の減少4,156,282株は、取締役会決議に基づき消却を行ったことによるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普 通 株 式 (注)	4,334,941株	1,533,443株	4,337,267株	1,531,117株

(注) 1. 株式数の増加1,533,443株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加1,521,000株、単元未満株式の買取による増加241株、従業員持株会向け譲渡制限付株式持分の無償取得による増加4,764株、譲渡制限付株式の権利失効株式の取得による増加7,438株によるものであります。

(注) 2. 株式数の減少4,337,267株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少4,156,282株、譲渡制限付株式としての自己株式の処分による減少25,585株、従業員持株会向け譲渡制限付株式持分としての自己株式の処分による減少155,400株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月27日 取締役会	普通株式	1,952	34	2024年3月31日	2024年6月10日

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年10月30日 取締役会	普通株式	2,764	48	2024年9月30日	2024年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月26日 取締役会	普通株式	2,747	利益剰余金	49	2025年3月31日	2025年6月9日

4 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動を行うために必要な運転資金及び設備投資資金については、自己資金を充当しております。余資につきましては、主に預金及び有価証券等の金融商品で運用しております。また、デリバティブ取引につきましては、投機的な取引は一切行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金に含まれている外貨預金は、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である受取手形及び売掛金、リース債権及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクや投資先の事業リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

リース債務は、主に賃貸資産の購入及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、返済期間は決算日後10年以内であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ、信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信限度管理規程に基づき、各取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ、市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

ハ、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び主要な子会社は、毎月資金繰り計画を作成・更新するとともに、相当額の手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。
 ((注) 1.をご参照ください。) また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① リース債権及びリース投資資産	7,838	11,421	3,582
② 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	22,384	22,384	-
資 産 計	30,223	33,806	3,582
① リース債務	6,806	6,741	△64
負 債 計	6,806	6,741	△64
デリバティブ取引 (*1)	△55	△55	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(*2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は5,530百万円であります。

(注) 1. 市場価格のない株式等

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 出資金	3,367 7

上記については、「その他有価証券」には含めておりません。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1 年 以 内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	1 0 年 超 (百万円)
現金及び預金	2,701	-	-	-
受取手形	5,157	-	-	-
売掛金	23,834	-	-	-
リース債権及びリース投資資産	1,788	4,819	1,230	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの				
①債券(社債)	100	4,132	626	864
②その他	5,497	5,636	1,017	461
合 計	39,080	14,588	2,873	1,325

(注) 3. 借入金とリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1 年 以 内 (百 万 円)	1 年 超 2 年 以 内 (百 万 円)	2 年 超 3 年 以 内 (百 万 円)	3 年 超 4 年 以 内 (百 万 円)	4 年 超 5 年 以 内 (百 万 円)	5 年 超 (百 万 円)
リース債務	1,455	1,395	1,151	955	772	1,075
合 計	1,455	1,395	1,151	955	772	1,075

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,234	-	-	1,234
社債	-	5,301	-	5,301
その他	226	15,622	-	15,848
デリバティブ取引				
通貨関連	-	△55	-	△55
資 産 計	1,460	20,867	-	22,328

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
リース債権及びリース投資資産	-	11,421	-	11,421
資 産 計	-	11,421	-	11,421
リース債務	-	6,741	-	6,741
負 債 計	-	6,741	-	6,741

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

リース債権及びリース投資資産

これらの時価は、元利金の合計額を、当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から揭示された価格を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

5 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	売上区分				合計
	医療	介護	健康	その他	
国内	31,220	64,229	1,685	1,394	98,530
海外	9,005	1,048	-	-	10,053
外部顧客への売上高	40,225	65,277	1,685	1,394	108,583

（注）上記金額には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれるリース取引35,136百万円を含めて表示しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4)会計方針に関する事項 ⑥ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	30,382
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	28,992
契約負債(期首残高)	566
契約負債(期末残高)	597

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「受取手形及び売掛金」に、契約負債は「流動負債のその他」に含まれております。契約負債は、主に、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識する契約において、履行義務が充足される前に支払条件に基づいて顧客から受領した前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、325百万円であります。過去の期間において充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、サービスを提供するために顧客と一定期間の契約を締結し、履行が完了した部分に対する金額を請求しております。当該会社では、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有していることから「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日。以下「収益認識会計基準の適用指針」という。）第19項に従って、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。したがって、収益認識会計基準第80-22項(2)の定めを適用し、当該契約について、残存履行義務に配分した取引価格を注記の対象に含めておりません。

6 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	2,448円54銭
(2) 1 株当たり当期純利益	159円24銭

7 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

■ 計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	28,724	流動負債	1,358
現金及び預金	18,278	未払金	967
売掛金	567	未払法人税等	214
有価証券	8,593	未払消費税等	122
前払費用	285	未払費用	11
短期貸付金	726	預り金	11
その他	273	賞与引当金	14
固定資産	63,340	役員賞与引当金	14
有形固定資産	501	その他	2
建物	95	固定負債	607
車両運搬具	1	退職給付引当金	183
工具、器具及び備品	341	繰延税金負債	177
建設仮勘定	62	その他	245
無形固定資産	3,310	負債合計	1,965
ソフトウェア	3,099	純資産の部	
その他	210	株主資本	88,673
投資その他の資産	59,528	資本金	4,207
投資有価証券	12,607	資本剰余金	49,877
関係会社株式	36,903	資本準備金	49,877
長期貸付金	7,480	その他資本剰余金	—
保険積立金	1,625	利益剰余金	38,608
匿名組合出資金	275	その他利益剰余金	38,608
その他	636	繰越利益剰余金	38,608
資産合計	92,064	自己株式	△4,020
		評価・換算差額等	1,426
		その他有価証券評価差額金	1,426
		純資産合計	90,099
		負債純資産合計	92,064

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		5,814
販売費及び一般管理費		2,884
営業利益		2,930
営業外収益		
受取利息	295	
受取配当金	364	
受取手数料	1,026	
投資事業組合運用益	70	
匿名組合投資利益	9	
その他	84	1,850
営業外費用		
為替差損	227	
雑損失	23	251
経常利益		4,529
特別利益		
投資有価証券売却益	28	
投資有価証券償還益	271	299
特別損失		
投資有価証券償還損	23	23
税引前当期純利益		4,806
法人税、住民税及び事業税	387	
法人税等調整額	62	450
当期純利益		4,356

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
2024年4月1日 残高	4,207	49,877	2,040	51,918	45,502	45,502	△9,077
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△4,717	△4,717	
当期純利益					4,356	4,356	
自己株式の取得							△4,020
自己株式の処分			125	125			378
自己株式の消却			△2,165	△2,165	△6,532	△6,532	8,698
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	－	－	△2,040	△2,040	△6,893	△6,893	5,056
2025年3月31日 残高	4,207	49,877	－	49,877	38,608	38,608	△4,020

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年4月1日 残高	92,550	1,669	1,669	94,220
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△4,717			△4,717
当期純利益	4,356			4,356
自己株式の取得	△4,020			△4,020
自己株式の処分	503			503
自己株式の消却	－			－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		△242	△242	△242
事業年度中の変動額合計	△3,877	△242	△242	△4,120
2025年3月31日 残高	88,673	1,426	1,426	90,099

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

② 子会社株式 移動平均法による原価法

③ その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等
以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

主な耐用年数は、建物8年～50年、車両運搬具6年、工具、器具及び備品5年～15年であります。

② 無形固定資産 定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- | | |
|--------------------|---|
| ② 役員賞与引当金 | 役員に対する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における期末要支給額に基づき計上しております。 |
| (4) 重要な収益及び費用の計上基準 | 当社の収益は子会社からの配当金及び子会社に対する経営指導料です。子会社からの受取配当金は、配当の効力発生日をもって収益を認識しています。子会社に対する経営指導料については、サービスの提供期間にわたって収益を認識しています。 |

2 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 758百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 1,539百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 7,480百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 13百万円 |

3 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|--------------|----------|
| ① 営業収益 | 5,814百万円 |
| ② 販売費及び一般管理費 | 108百万円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 1,199百万円 |

4 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式 (注)	4,334,941株	1,533,443株	4,337,267株	1,531,117株

- (注) 1. 株式数の増加1,533,443株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加1,521,000株、単元未満株式の買取による増加241株、従業員持株会向け譲渡制限付株式持分の無償取得による増加4,764株、譲渡制限付株式の権利失効株式の取得による増加7,438株によるものであります。
- (注) 2. 株式数の減少4,337,267株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少4,156,282株、譲渡制限付株式としての自己株式の処分による減少25,585株、従業員持株会向け譲渡制限付株式持分としての自己株式の処分による減少155,400株によるものであります。

5 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

6 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	4百万円
固定資産償却超過	384百万円
退職給付引当金	57百万円
投資有価証券評価損	3百万円
未払事業税	20百万円
その他	97百万円
小計	569百万円

評価性引当額	△65百万円
--------	--------

繰延税金資産合計	504百万円
----------	--------

繰延税金負債

投資有価証券	△30百万円
その他有価証券評価差額金	△651百万円

繰延税金負債合計	△681百万円
----------	---------

繰延税金資産の純額	△177百万円
-----------	---------

7 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	パラマウントベッド株式会社	6,591	医療福祉用ベッド等製造販売	(所有)直接100.00	資金の出資 役員の兼任	経営指導料の受取(注1) 配当の受取 システム利用料 資金の貸付(注2) 受取利息(注2)	732 2,634 514 339 9	売掛金 - 未収入金 長期貸付金 -	201 - 154 1,344 -
子会社	パラマウントケアサービス株式会社	491	福祉用具レンタル卸	(所有)直接100.00	資金の出資	経営指導料の受取(注1) 配当の受取 資金の貸付(注2) 受取利息(注2)	972 916 1,300 11	売掛金 - 長期貸付金 -	267 - 1,300 -
子会社	パラテクノ株式会社	80	医療福祉用ベッド等メンテナンスサービス	(所有)直接100.00	資金の出資	資金の回収(注2) 受取利息(注2)	6 17	短期貸付金 長期貸付金	726 1,792
子会社	パラマウントベッドアジアパシフィック	14,314 (千シンガポールドル)	アジア地域間の統括	(所有)直接100.00	資金の出資	受取利息(注2)	82	長期貸付金	1,554
関連会社の子会社	パラマウントベッドインディア	998 (百万インドルピー)	医療福祉用ベッド等製造販売	(所有)間接99.99	資金の援助	受取利息(注2)	12	長期貸付金	1,490

- (注) 1. 経営指導料は、各関連当事者の業務内容を勘案して決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(2) 役員

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	木村 恭介	(被所有) 直接 3.0	当 社 代 表 取締役会長	金銭報酬債権の 現物出資(注)	12	-	-
役員	木村 友彦	(被所有) 直接 3.1 間接 12.5	当 社 代 表 取締役社長	金銭報酬債権の 現物出資(注)	14	-	-
役員	木村 陽祐	(被所有) 直接 1.3 間接 9.8	当 社 常 務 取締役	金銭報酬債権の 現物出資(注)	11	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資であります。

8 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,606円98銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 76円36銭 |

9 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

パラマウントベッドホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本道之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古川真之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パラマウントベッドホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上